

第二期 やまなし子ども・子育て支援プラン(中間見直し)の概要(案)

中間見直しのポイント

- 1 結婚から妊娠、出産、子育てまで切れ目ない支援を効果的に進める観点からライフステージにあわせた構成を継続
- 2 第二期計画の策定(R2年)から3年間で生じた新たな状況や国の動向、国から示された中間見直しの考え方等を踏まえ必要な修正・加筆を実施
踏まえるべき状況等：①「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」閣議決定 ②「こども基本法」公布 ③「こども家庭庁」設置
- 3 最新のニーズを踏まえ市町村が設定する、教育・保育の量の見込みと確保方策の数値を反映(令和5年3月予定)

【計画の性格】	基本理念	視点	ライフステージ	基本方針	基本施策	取組指標		
<p>【計画の性格】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画 やまなし子ども・子育て支援条例に基づく基本計画 県総合計画の部門計画 県地域福祉支援計画の部門計画 <p>※ 山梨県教育振興基本計画、山梨県ひとり親家庭等自立促進計画、やまなし障害児・障害者プラン、健やか山梨21、やまなし社会的養育推進計画、やまなし子どもの貧困対策推進計画、山梨県ヤングケアラー支援計画(仮称)と調和を保ち策定する。</p>	<p>子どもの最善の利益が実現され、子育てしやすいやまなしの構築</p>	<p>結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の視点</p>	結婚	1 結婚を希望する若者への支援	(1)結婚に関する意識の醸成及び情報の提供 (2)出会いの機会の提供 (3)結婚に伴う新生活の支援	結婚を希望する方が増え、結婚を希望する方が希望を実現できるよう取り組みます。 ①結婚支援の活動を測る指標を設定予定 設定する指標は検討中		
				妊娠 出産	2 親と子の健康の確保及び増進	(1)母と子の健康づくり(不妊検査に対する支援) (2)周産期医療・小児医療等の充実 (3)思春期における健康づくり (4)食育の推進	親と子が健やかに過ごせるよう支援するため、子育ての不安や負担の軽減を図ります ②不安や負担の軽減に繋がる活動を測る指標を設定予定 設定する指標は検討中	
			子育て		3 仕事と子育てを両立するための支援	(1)仕事と子育ての両立の推進 (2)男性の子育ての促進 (3)企業に対する支援(女性活躍応援プロジェクト)	仕事と子育てが両立できる職場環境を実現するため、男女が働きやすい職場環境の実現を図ります ③職場環境の整備に向けた活動を測る指標を設定予定 設定する指標は検討中	
				4 幼児期の教育・保育の充実	(1)教育・保育サービスの充実 (2)教育・保育の質の向上 (3)保育人材の確保・定着の推進	「新たな姿の待機児童ゼロ」の実現に向けて、「やまなし保育士・保育所支援センター」の機能強化を図ります ④やまなし保育士・保育所支援センターの機能強化を測る指標を設定予定 設定する指標は検討中		
				5 地域における子育ての支援	(1)地域における子育て支援サービスの充実 (2)放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の充実 (3)子育てに係る負担の軽減	地域における子育て支援の充実を図るため、子育て支援サービスの量の拡大や質の向上に取り組みます ⑤地域子育て支援拠点の質の担保を測る指標を設定予定 設定する指標は検討中 ⑥放課後児童クラブの質の担保を測る指標を設定予定 設定する指標は検討中 ⑦公立小学校に対する放課後子ども教室の設置割合 R3:79% ⇒ R6:90%		
				6 子どもたちを取り巻く教育環境の充実	(1)次代の親となる若者の育成と自立促進 (2)自然体験活動の推進(自然保育の導入促進) (3)確かな学力の育成(少人数教育の推進)(ICTの活用) (4)豊かな心の育成 (5)学校・家庭・地域の教育力の充実 (6)スポーツ・健康教育の充実 (7)青少年を取り巻く環境の整備	次代を担う子どもたち一人ひとりの「生きる力」を育む教育を推進します ⑧自然体験活動の充実を測る指標を設定予定 設定する指標は検討中 ⑨教育環境の充実を図る指標を設定予定 設定する指標は検討中		
			【期間】	<p>子どもと子育てを社会全体で応援する視点</p>	<p>すべての子どもの成長に関する視点</p>	7 社会的養育等の推進体制の充実	(1)児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、支援(児童相談所の体制強化) (2)社会的養育体制の充実(「やまなし社会的養育推進計画」を踏まえた修正) (3)ひとり親家庭への支援 (4)障害のある子ども等への支援・特別支援教育の充実 (5)子どもの貧困対策の推進(「やまなし子どもの貧困対策推進計画」を踏まえた修正) (6)ヤングケアラーへの支援	すべての子どもたちが、家族の愛情や地域における暖かい支援のもと、生まれ育つ環境に左右されず、希望をもって成長出来る社会の実現を推進します ⑩児童福祉と母子保健の一体的相談支援を行う市町村数 R3:0市町村 ⇒ R6:27市町村 ⑪要保護児童の里親等委託率(就学前/就学後) R3:50.0%/29.3% ⇒ R6:57.7%/36.6% ⑫貧困対策ネットワーク構築市町村数 R3:20市町村 ⇒ R6:27市町村 ⑬ヤングケアラーへの支援にかかる指標を設定予定 設定する指標は検討中
							8 子育てを安全安心にできる環境づくり	(1)安全・安心なまちづくり推進体制の整備(子どもの死亡事例の検証) (2)交通安全の推進(通学・園外活動の安全確保) (3)災害時における子ども・子育て支援

■教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策

- 1 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業等の利用ニーズを調査により把握し、ニーズに対応したサービスを提供する区域を、市町村を単位として設定
- 2 市町村計画の数値に基づき、教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を設定
- 3 その他、施設の透明性を高め、質の向上を促していくため、各施設の運営情報を公表